総　務　部

曹洞宗選挙規程、様式総務第４号（第３４条関係）

様式題名：供託書

供　託　書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請年月日 | | 年　　　　月　　　　日 | |
| 供託宗務所 | | 第　　　宗務所 | |
| 供託者 | 第　　宗務所　第　　　教区　第　　　　番  住職　宗議会議員　氏名 | | |
| 被供託者 | 第　　　区選挙長氏名　　　　　　　　　　　印 | | |
| 供託金 | 額面　金５００，０００円の普通郵便為替証書  （ゆうちょ銀行発行）  発行年月日　平成　　　年　　月　　日 | | |
| 関連規程及び条項 | | | 曹洞宗選挙規程第３０条第１項，第２項，第３４条各項 |
| 供託の原因／関係規程の表示 | １　供託者は，平成　　年　　月　　日執行の宗議会議員選挙につき，候補者の届出をするため選挙規程第３０条第１項（又は第２項）の規定により選挙長である被供託者に供託する。  ２　被供託者は，第３４条第１項の規定により，この供託書（本書）を候補者に交付する。  ３　被供託者は，この供託書に記載する供託金を選挙執行が終わるまで厳重に保管する。  ４　供託金は，次のいずれかに該当する場合は，供託者に返却しない。  （１）候補者の得票が第８０条第１項後段に規定する数に達しないとき。  （２）候補者が選挙期日前２０日の日以後に候補者であることを辞退したとき。  （３）第８１条により，通知を受けた当選人が，その当選を辞退したとき。  ５　前項各号の一に該当しないとき又は候補者が被選挙権を失うに至ったときは，被供託者は，供託者に対し供託金を返還しなければならない。  ６　当該選挙執行ののち前項の取戻しをするときは，第３４条第１項によって交付を受けた供託書を選挙長に返却しなければならない。 | | |

**※これは、本様式新設に関連する、宗教法人「曹洞宗」規則中一部変更の文部科学大臣の認証日（平成　年　月　日）から施行し、この変更規程が施行された後、それぞれ最初に執行される　宗議会議員総選挙及び宗務所長選挙から適用されることとなる、宗制様式である。**